

令和6年1月9日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課係名	建築開発課
電話番号	53-4187

1. 発表事項

令和6年能登半島地震の被災地への被災建築物応急危険度判定士の派遣について

2. 概要

令和6年1月1日（月）に石川県能登地方を震源とする地震が発生し、この地震により被災した建築物の危険性を応急的に判定する「被災建築物応急危険度判定士」（以下、判定士という）の派遣要請が、令和6年1月2日（火）、三重県を通じて石川県からありました。

このため、本市から次の判定士2名を派遣します。

- ・判定士 梶田耕成（建設部建築開発課）
吉田 学（建設部営繕課）
- ・派遣期間 1月10日（水）から1月14日（日）まで（移動日含む）
このうち被災地での判定活動期間は11日（木）から13日（土）まで
- ・派遣先 石川県内の被災地（現地での指示による）

3. その他

○過去の派遣状況

新潟県中越地震（H16）2名、能登半島地震（H19）2名、熊本地震（H28）2名

○石川県からの要請の状況

第1次判定活動から第3次判定活動に対して判定士の派遣要請があり、本市は第3次判定活動へ判定士を派遣します。なお、14日（日）以降も判定活動が行われる見込みです。 ※括弧は三重県内から派遣される判定士人数

- ・第1次判定活動：5日（金）から7日（日）まで（判定士8名）
- ・第2次判定活動：8日（月）から10日（水）まで（判定士8名）
- ・第3次判定活動：11日（木）から13日（土）まで（判定士8名）

○応急危険度判定士とは

大地震により被災した建築物に対して、その後の余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、二次被害を防止し、住民の安全確保を目的として、応急危険度判定に関する講習を受講した建築士などが、「応急危険度判定士」として三重県に登録を行っている。

※ 記者会見終了後、市長応接室において派遣職員より市長及び副市長に対し、出発の報告を行います。